平成２８年度全国中学校体育大会　第５４回全国中学校スキー大会
医療・救護要項【米沢会場】

本大会に参加する選手団（選手・監督・コーチ・引率者）及び一般観覧者並びに大会運営に従事する者に対する医療救護に万全を期するため，次の通り基本的な事項を定める。

１　基本的事項

本大会実行委員会は，医師会・医療機関・保健所・消防署等と十分な連絡調整を行い，密接な連携のもとに業務を遂行するものとする。

(1) 大会期間中バックアップ病院を指定し，大会関係者の受診の便宜を図る。
(2) 医療機関へは，「保険証」を必ず携行し，都道府県の責任者または監督・引率者が付き添うものとする。
(3) 医療機関での受診に要する費用は，すべて受診者の負担とする。
(4) 必要に応じて救急自動車を要請する。

２　救護所における救護

(1) 救護所の設置

大会期間中下記の会場に救護所を設置する。

【設置期間：平成２９年２月３日（金）～５日（日）】

○開始式会場

米沢市三沢コミュニティセンター　※２月３日（金）午後のみ設置

○競技会場

米沢市御成山公園ジャンプ場

米沢総合公園特設クロスカントリーコース

(2) 救護所には医療衛生係（養護教諭）を配置する。
(3) 救護所では，応急処置のみ行うものとし，必要に応じて医療機関に移送する。
(4) 救護所には応急処置に万全を期すため，AED・医薬品・医療器具・その他必要な物品を備えるものとする。

【AED設置場所】

①開会式会場　　米沢市三沢コミュニティセンター事務室
②ジャンプ競技会場　　米沢市御成山公園ジャンプ場競技本部
③クロスカントリー競技会場　米沢市営野球場事務室

(5) 練習中など，救護所が未開設時に負傷発病した場合は，競技会場の係員等に申し出ること。

３　宿舎等における医療及び救護

宿泊する施設等で発病または負傷し，医療機関で受診する場合は，宿舎に申し出た上，都道府県の責任者または監督・引率者が最寄りの医療機関と連絡を取り受診するものとする。

４　インフルエンザ・ノロウィルス等への対応

最新の情報を随時提供し，国や県・市町村などの対策に則って対応する。感染拡大予防のため，参加校の監督や引率者は体温を測るなどの健康観察を行い，その結果を**様式①「健康観察記録票」**に記録し、８：００までに各競技会場医療衛生係に提出するものとする。

5　救急『１１９番』

○置賜広域行政事務組合　消防本部 〒９９２－００１２　　山形県米沢市金池５－２－４１ 電話　０２３８－２３―３１０７

6　医療機関

※別紙①「医療機関一覧表」を参照のこと。

7　事故発生時の対応について

(1)　大会関係者の事故の対応については，大会事務局を中心に，各会場医療衛生係及び競技委員長がその対応に当たる。

(2)　各会場を総括した窓口は医療衛生係とし，状況によっては事務局担当者がその対応にあたる。

(3)　事故発生時の対応

①	事故者の生命・安全の確保を第一とし，救護所または医療機関へ搬送し，治療を受けさせる。 【対応者：当該校の監督または教員，宿舎責任者】
②	事故者の状況は，総括窓口（実行委員会事務局）に電話，またはFAXで報告する。（第１報） さらに当該校の引率責任者または校長に報告する。 【対応者：当該校の監督または教員，宿舎責任者】 各会場へ診察（治療）経過および結果を報告する。（第１報）【対応者：総括窓口担当者】 当該校へ報告する。必要に応じ当該市町村教育委員会教育長へ報告する。（第１報） 【対応者：当該校の監督，引率責任者または各県選手団長】 ※上記の項目については，その後の経過を第２報，第３報として，報告する。
③	保護者へ報告する。　【対応者：当該校長または引率責任者】
④	必要に応じて，総括窓口は外部との対応にあたる。 【対応者：全体は医療衛生係　各種目は競技委員長】 さらに事故対策本部が必要な場合は，大会実行委員会総務係に設置し，関連部局との連絡調整と外部との対応にあたる。　【対応者：実行委員会事務局長，事務局担当者】

８　緊急時の連絡および事故者搬送経路

実行委員会総務部総務係・医療衛生係

宿舎	開会式会場	競技会場	
各当道府県宿舎	米沢市三沢ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	ジャンプ会場	クロカン会場
各県監督 または引率者	救護責任者 宇山　栄一 救護所；養護教諭	救護責任者 SJ・NC各担当者 救護所；養護教諭	救護責任者 NC担当者 救護所；養護教諭

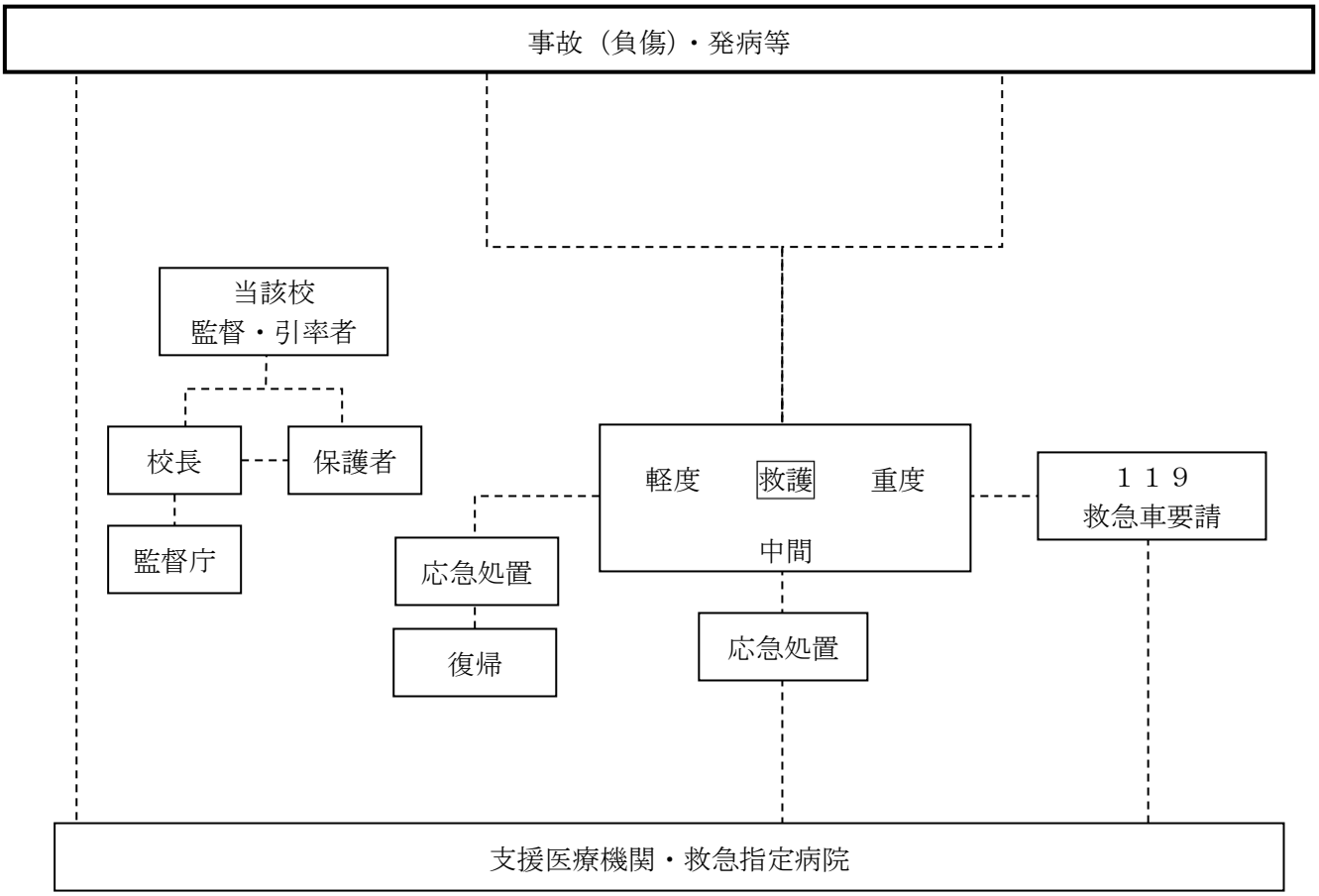

９　事故対応に関する周知徹底・報告

（１）２月２日（木）の監督会議において周知する。

（２）事前に宿泊斡旋事務局を通じて宿舎に依頼・周知を図る。

（３）大会関係者は，事故の未然防止に万全を期す。さらに無理のない参加または練習体制を構築するものとする。加えて，季節性のインフルエンザやノロウイルスの感染防止に努める。なお，選手団は，**別紙②「インフルエンザ・ノロウィルスの対応について」**を参照し，予防に努め，適切に対応すること。

（４）大会関係者は事故の未然防止に万全を期す。また，大規模地震発生時の際の対応については，**別紙③「地震が起きた際の対応」**を参照する。

（５）負傷、発病発生時の対応等については**別紙④「医療・救護連絡系統図」**を参照する。

（６）緊急の負傷や発病により救急自動車等で搬送された場合は、実行委員会事務局に直ちに電話で報告するとともに、状況を**様式④「緊急患者発生速報」**に記入しＦＡＸにて報告すること。

（７）医療機関を受診した場合は**様式②「病院受診報告書」**を、感染症や食中毒と診断された場合は**様式③「感染症等罹患届書」**を大会事務局に電話ならびにＦＡＸにて報告するとともに、宿舎にも報告すること。

（８）緊急搬送や医療機関受診の際の報告の仕方については**別紙⑤「医療機関受診の際の報告手順」**を参照する。